

○病院運営審議会規則

平成15年8月20日

規則第15号

(目的)

第1条 湯沢町病院事業の設置等に関する条例（平成13年条例第5号）第6条の規定に基づき、この規則を定める。

(委員)

第2条 病院運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町内会長 5名とする。ただし、任期中に町内会長を辞した場合でも、審議委員はその任期中は継続することができる。

(2) 一般町民 3名以上5名以内

(会議)

第3条 審議会は会長が招集する。

2 会長は会議の議長となり、会務を総理する。

3 会議は年3回とし、その他必要に応じて開催する。

(審議事項)

第4条 審議会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 町立湯沢病院の運営に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日より施行する。

附 則（平成19年規則第41号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和 年規則第 号）

この規則は、交付の日から施行する。